

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市手数料徴収条例の一部改正
(市民課) 4
- 亀岡市こども医療費助成条例等の一部改正
(総務課) 5
- 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(保育課) 6
- 亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部改正
(建築住宅課) 7

—— 規 則 ——

- 亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部改正
(建築住宅課) 8

—— 告 示 ——

- 公示送達 (税務課) 15
- 亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 15
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 22
- 亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 22
- 亀岡市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱 (建築住宅課) 24
- 公示送達 (保険医療課) 26
- 公示送達 (保険医療課) 27
- 公示送達 (税務課) 30
- 公示送達 (税務課) 30

- 亀岡市準市道認定基準要綱及び亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部改正 (土木管理課) 30
- 亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱 (商工観光課) 31
- 公示送達 (高齢福祉課) 37
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 38
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 38
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 39
- 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定 (障がい福祉課) 40

—— 公 告 ——

- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 40
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 40
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 41
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 42
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 45
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 49
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 50

○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	55	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所	75
○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課）	59	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	76
○一般競争入札（条件付き）の執行 （学校教育課）	63	○衆議院小選挙区及び比例代表選出議員選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定	77
○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧 （農林振興課）	69	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任	78
○土地区画整理組合の設立に伴う施行地区となるべき区域の縦覧（都市整備課）	69	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時	78
——— 任免及び辞令 ———		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	78
教育委員会欄		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者職務代理者の変更	79
——— 任免及び辞令 ———		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区における開票立会人を定めるくじを行わない旨の告示	79
選挙管理委員会欄		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更	80
——— 告 示 ———		○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時の変更	80
○衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所	72	農業委員会欄	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	72	——— 公 告 ———	
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	72	○令和6年10月定例総会の開催	81
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	72	○令和6年11月定例総会の開催	81
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任	73		
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所	74		
○衆議院小選挙区選出議員選挙の投票記載場所の候補者氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	75		

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 82
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定満了の告示 83

市立病院欄

—— 告 示 ——

- 指定公金事務取扱者の指定 83

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 84

公布された条例のあらまし

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 市民の利便性の向上を目的として、個人番号カードの機能を活用した「行かない窓口」・「待たない窓口」を推進するためコンビニ交付サービスによる証明書等の交付手数料の減額に係る規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和6年11月1日から施行することとした。

亀岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により従来の健康保険証が廃止されることに伴い、関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における職員の配置基準を見直すこととした。
- 2 当分の間、改正前の職員配置基準を適用することができるが、改正後の職員配置基準を満たすよう努める経過措置を設けることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市空家等対策の推進に関する
条例の一部を改正する条例要綱

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、空家等対策の強化を図るため、次のとおり改正することとした。
 - (1) そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがある空家等を管理不全空家等と認定する規定を新たに設けることとした。
 - (2) 特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等緊急に必要な措置をとる必要があるときに行う緊急代執行について、規定を新たに設けることとした。
 - (3) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第25号中「年金受給者の現況届に係る証明は無料とする。」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録さ

れたものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回路で接続された通信端末機器で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により交付される次に掲げる証明書等の交付に係る手数料の金額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住民票の写しの交付手数料 1通につき 200円
- (2) 住民票記載事項証明書の交付手数料 1通につき 200円
- (3) 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円

第4条第1項中「第2条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(亀岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 亀岡市子ども医療費助成条例(平成5

年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「医療保険各法に定める被保険者証とともに」を「被保険者等であることの確認を受け、」に改める。

(亀岡市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項中「6月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第26条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてもこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

(亀岡市休日急病診療所条例の一部改正)

第3条 亀岡市休日急病診療所条例(昭和56年亀岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「被保険者証等の提示をした者」を「被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることの確認を受けた者」に改め、同条第4項中「被保険者証等の提示がない者」を「被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることが確認できない者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の亀岡市国民健

康保険条例第25条の2の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、この条例による改正後の亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）

第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、新条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所には、同項の規定による読替え前の新条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

「揭示済」

亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第34号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「市長」を「市」に、「第6条」を「第7条」に改め、同条第2項中「市長」を「市」に改める。

第10条中「市長」を「市」に、「第7条」を「第8条」に改める。

第11条第2項中「立入調査」を「立入調査等」に、「第18条」を「第21条」に、「職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

第22条中「規定による」の次に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第25条とし、第21条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第19条の見出し中「関係機関」を「関係機関等」に改め、同条を第22条とする。

第18条第1項中「（特定空家等を含む。）」及び「当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るための」を削り、同条第4項及び第5項中「を徴収するものとする」を「の全部又は一部の納

付を命ずることができる」に改め、同条を第21条とする。

第17条第1項中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「第14条」を「第22条」に、「その措置を命じられるべき者」を「命令対象者」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「その命じた者若しくは委任した者」を「措置実施者」に改め、「定めて、」の次に「命令対象者において」を加え、「行うべき旨を」を「行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（緊急代執行）

第19条 市長は、法第22条第11項の規定により災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第15条中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「認定基準」を「特定空家等認定基準」に改め、同条第3項中「認定基準」を「特定空家等認定基準」に、「改訂」を「改定」に改め、同条を第15条とする。

第12条の次に次の2条を加える。

（管理不全空家等の認定及び認定基準）

第13条 市長は、空家等が法第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると判定し

た場合は、当該空家等を管理不全空家等と認定することができる。

- 2 市長は、管理不全空家等と認めるに当たつての基準（以下「管理不全空家等認定基準」という。）を定めるものとする。
- 3 市長は、管理不全空家等認定基準を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（管理不全空家等の所有者等に対する措置）

第14条 市長は、前条により認定された管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条に定めるところにより、必要な措置を講じることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成30年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とする。

第9条第1項中「第22条」を「第25条」に改め、同条第2項中「第22条」を「第25条」に、「別記第20号様式」を「別記第24号様式」に、「別記第21号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条第3項中「第22条」を「第25条」に、「別記第22号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「第18条」を「第21条」に、「別記第17号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条第2項中「第18条」を「第21条」に、「緊急安全措置実施通知書（別記第18号様式）」を「緊急安全措置実施通知及び費用納付命令書（別記第22号様式）」に改め、同条第3項中「第18条」を「第21条」に、「所有者」を「所有者等へ」に、「緊急安全措置の公表に係る事後通知書（別記第19号

様式)」を「緊急安全措置の公表に係る事後通知及び費用納付命令書（別記第23号様式）」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「第17条」を「第20条」に、「別記第15号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条第2項中「第17条」を「第20条」に、「別記第16号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「第15条」を「第17条」に、「別記第12号様式」を「別記第16号様式」に、「別記第13号様式」を「別記第17号様式」に、「別記第14号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第14条」を「第16条」に改め、同項第1号中「第14条」を「第22条」に、「別記第5号様式」を「別記第9号様式」に改め、同項第2号中「第14条」を「第22条」に、「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に改め、同項第3号中「第14条」を「第22条」に、「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第2項中「第14条」を「第22条」に、「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第13号様式」に、「別記第10号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第3項中「第14条」を「第22条」に、「別記第11号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「第13条」を「第15条」に、「別記第3号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第3項中「第13条」を「第15条」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（管理不全空家等の認定）

第4条 条例第13条第1項に規定する管理不全空家等の認定を行うときは、管理不全空家等認定通知書（別記第3号様式）により行う

ものとする。ただし、当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

2 前項により認定された管理不全空家等において、空家等の状態が改善され、管理不全空家等でなくなったと認められるときは、管理不全空家等認定取消通知書（別記第4号様式）により、その所有者等に通知するものとする。

3 条例第13条第2項に規定する管理不全空家等と認めるに当たっての基準は、条例第7条に規定する空家等対策計画において定める。

（管理不全空家等に対する措置に係る様式）

第5条 条例第14条に規定する管理不全空家等に対する措置に必要な様式は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全状態是正指導書（別記第5号様式）により行うものとする。

(2) 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全状態是正勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

別記第22号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に、「規定に基づく」を「規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」に、「又は」を「若しくは」に、「第22条」を「第25条」に改め、同様式を別記第26号様式とする。

別記第21号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記第25号様式とする。

別記第20号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に、「規定に基づく」を「規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」に、「又は」を「若しくは」に、「第22条」を「第25条」に、「第9条」を「第11条」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

別記第19号様式を次のように改め、同様式を別記第23号様式とする。

第23号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

緊急安全措置の公表に係る事後通知及び費用納付命令書

あなたが所有（管理）する下記の空家等について、亀岡市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急安全措置を実施し、同条第5項の規定により、その内容を公表しましたので通知します。

なお、条例第21条第5項の規定により、当該措置に要した費用であって下記に定める額を納付するよう命令します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 亀岡市
用途
構造
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の実施及び公表した内容
- 3 緊急安全措置内容に要した費用
円
（うち、亀岡市に納付を要する額 円）
- 4 上記費用の納期限
年 月 日（ ）
- 5 公表日
年 月 日（ ）

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第18号様式を次のように改め、同様式を別記第22号様式とする。

第22号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

緊急安全措置実施通知及び費用納付命令書

あなたが所有（管理）する下記の空家等について、亀岡市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急安全措置を実施しましたので通知します。

なお、条例第21条第4項の規定により、当該措置に要した費用であって下記に定める額を納付するよう命令します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 亀岡市
用途
構造
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の実施内容
- 3 緊急安全措置の実施日
年 月 日（ ）
- 4 緊急安全措置に要した費用
円
（うち、亀岡市に納付を要する額 円）
- 5 上記費用の納期限
年 月 日（ ）

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第17号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「第18条」を「第21条」に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第16号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に、「第17条」を「第20条」に改め、同様式を別記第20号様式とする。

別記第15号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に、「第14条」を「第22条」に、「当該空家等」を「当該特定空家等」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第14号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「第14条」を「第22条」に、「第三項」を「第3項」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第13号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第12号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第11号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第10号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第9号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第8号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第7号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に、「第16条」を「第30条」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第6号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、

同様式を別記第10号様式とする。

別記第5号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第4号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第3号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に、「第14条」を「第22条」に改め、同様式を別記第7号様式とし、別記第2号様式の次に次の4様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

亀岡市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められましたので通知します。

今後、空家等の状態が改善されない場合は、法第13条第1項の指導を行うことになりま
す。改善方法等について情報の提供が必要な場合、下記の内容と異なる場合又は既に何らか
の措置をされている場合は、下記の連絡先に連絡してください。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 亀岡市
用途
構造
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 管理不全空家等と認められる理由
- 3 連絡先

第4号様式（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

亀岡市長

印

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有（管理）する下記の管理不全空家等は、管理不全の状態が改善され、空家等
対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に定める「管理不全空家等」の認定を取り消
しましたので通知します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 亀岡市
用途
構造
所有者（管理者）の住所及び氏名
- 2 認定を取り消した理由
- 3 認定を取り消した日
年 月 日
- 4 連絡先

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日

様

亀岡市長

団

管理不全状態是正指導書

あなたが所有（管理）する下記の管理不全空家等については、管理不全の状態が改善され
ていないため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる
よう、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項の規定に
基づき指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 亀岡市
用途
構造
所有者（管理者）の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者及び連絡先

(注)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記2に示す措置をとらなかつた場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告す
ることがあります。この勧告により、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、住宅
用地に関する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、当該特例の対象から除外されること
となります。

第6号様式（第5条関係）

第 年 月 日

様

亀岡市長

団

管理不全状態是正勧告書

あなたが所有（管理）する下記の管理不全空家等は、
第 号により対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても
改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよ
う、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第2項の規定に基
づき勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 亀岡市
用途
構造
所有者（管理者）の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者及び連絡先

5 措置の期限 年 月 日

(注)

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- 2 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準
の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地については、当該特例の対象から除外され
ることとなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第188号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

相続による納税義務承継通知書

令和6年度 市民税・府民税 納税通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第189号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第4条第1号中「授業料」を「受講料」に、「を支給しない」を「の支給を行わない」に改め、同条第2号中「受講する者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「授業料」を「受講料」に、「超えるときは160万円」を「超えるときは、160万円」に改め、同条第3号中「ただし、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとし、この場合において、前号中「40万円」とあるのは「20万円」と、「160万円」とあるのは「80万円」と読み替えて支給するものとする。」を「。ただし、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（前条第3号の講座を受講する者）（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る

資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

第5条第1項中「亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」を「亀岡市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」に、「受講開始日以前に市長に提出し、」を「市長に提出し、受講開始以前に」に改め、同条第2項中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「及び世帯全員」を「並びに世帯全員」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第5条第3項を削る。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在における教育訓練給付金の受給資格の有無

第6条第2項中「亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書（別記第4号様式）」を「亀岡市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（別記第2号様式）」に改める。

第7条第1項中「（別記第5号様式）」を「（別記第3号様式）」に改め、同項第1号を

次のように改める。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

第7条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

第7条第2項中「確定して」を「確定した日から起算して」に改め、同条第3項中「（別記第6号様式）」を「（別記第4号様式）」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（追加支給等）

第8条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者（第4条第3号の支給を受けるものに限る。以下「追加支給申請者」という。）は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 追加支給申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
 (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 (3) 指定講座を実施した教育訓練施設の長が

発行する教育訓練修了証明書

- (4) 前号の教育訓練施設の長が、追加支給申請者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

- (6) 追加支給申請者が資格の取得をしたことを証明する書類

2 前項の追加支給申請は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の支給申請があったときは、速やかに支給要件を審査し、支給を決定したときは、亀岡市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）（別記第6号様式）により追加支給申請者に通知しなければならない。

別記第1号様式中「亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」を「亀岡市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」に、

「

申請者と生計を一にする子の氏名等 (注意) 7 参照	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
児童扶養手当受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考)			
			受理番号

」

を

「

(備考)
受理番号

」

に改め、同様式(注意)7及び(注意)8を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書」を「亀岡市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」に、

「

※	受理番号
---	------

」

を

「

(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。	受理番号
--	------

」

に、「亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」を「亀岡市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式中

「

振込口座	金融機関	銀行・金庫 農協		本店 支	金融機関 コード	支店 コード		
	口座 種別		口座 名義			口座 番号		
申請者と生計 を一にする 子の氏名等 (注意) 2参照	フリガナ				生年月日	年 月 日生 (歳)		
	個人番号							
	住所(別居の場合)							
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない							

」

を

「

振込口座	金融機関	銀行・金庫 農協		本店 支	金融機関 コード	支店 コード		
	口座 種別		口座 名義			口座 番号		
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。								

」

に改め、同様式(注意)2及び(注意)3を削り、同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式を別記第4号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式(第8条関係)

亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので次により申請します。

氏名	フリガナ	年 月 日 生	年 月 日 生
個人番号		生年月日	(歳)
住所	(〒 -)	電話(-)	
教育訓練施設の名			
教育訓練講座の名			
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	(受講修了日)
資格取得年月日	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日	年 月 日	就職等先名称	
	就業先住所		就業先電話番号
事業主の証明	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 事業主氏名 (法人のときは名称・代表者氏名) 年 月 日		
所要費用	入学科 円	受講料 円	合計額 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	自立支援教育訓練給付金の受領額	円
振込口座	金融機関	銀行 本店 支店	金融機関コード
	口座種別	口座名義	支店コード
	普通・当座	口座番号	
(備考)			

- (注意)
- 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
 - 「資格取得年月日」及び「取得資格名称」欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)を添付してください。
 - 「就職等年月日」及び「就職等先名称」欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
 - 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座」欄に記載する必要があります。

第6号様式（第8条関係）

亀岡市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）

氏名		決定番号	第号
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～		年 月 日
	(受講開始日)		(受講修了日)
支給日	年 月 日		
支給額	円		

上記のとおり支給します。

年 月 日

亀岡市長

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、告示の日から実施し、令和6年8月30日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に対象講座の受講を開始した対象者について適用し、同日前に対象講座の受講を開始した対象者については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 バードヴィレッジ自治会

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市畑野町千ヶ畑高橋5-2から5-186までの区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市畑野町千ヶ畑高橋5-90

5 代表者の氏名及び住所

氏名 喜田 澄昭

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により

解散する。

9 認可年月日 令和6年10月2日

「揭示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「次の要件を全て満たす」を「養成機関において修業を開始した日以後（修了支援給付金の支給対象者にあつては、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。））において、」に、「修業しているもの」を「修業しており、かつ、次の要件を全て満たすもの」に改め、同条第1号中「適用しない。」の次に「なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。」を加える。

第3条中第6号を第14号とし、第5号の次に次の8号を加える。

- (6) 准看護師
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師

(12) シスコシステムズ認定資格

(13) L P I 認定資格

第4条第2項中「養成訓練修了日（以下「修了日」という。）」を「修了日」に改める。

第7条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(イ) 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記第2号様式）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下同じ。）

(ウ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

第7条第1項第2号ウを次のように改める。

ウ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）

(イ) 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

(ウ) 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施し、令和6年8月30日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和6年8月30日以後に養成機関において修業を開始した対象者について適用し、同日前に養成機関において修業を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

亀岡市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の募集及び申請)

第2条 市長は、法第24条に規定する業務について、新たに支援法人を指定する必要がある場合は、法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）を募集することができる。

2 市長は、前項に規定する募集の期間（以下「募集期間」という。）を定めたときは、亀岡市ホームページ等により公表するものとする。

3 申請者は、募集期間中に空家等管理活用支援法人指定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書

面

- (4) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
 - (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (6) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (7) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (8) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
 - (9) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、法第23条第1項に規定する法人又は会社であること。
- (2) 第9条の規定により指定を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 役員又はこれらに準ずべき者のうちに次のいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、法第7条第1項の規定に基づく空家等対策計画に適合し、かつ、法第24条に規定する業務であって、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、かつ、特定の法人若しくは団体又は個人の利益を誘導するものでないこと。
- (7) 申請者が、法第24条に規定する業務を適正かつ確実に実施するに足る専門性又は空家等の管理若しくは活用等に関する活動実績を有すること。
- (8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報その他の業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (9) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (10) 申請者が、次のいずれかに該当すること。
 ア 本市内に事業所又は営業所を有する者で、本市内において業務を適正かつ確実に実施できる者
 イ アに該当する者と連携して業務を実施する者で、本市内における空家等の管理又は活用等に関する活動実績を有する者
- (11) 申請者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市長が支援法人の指定に当たり条件を付すときは、募集期間の初日に亀岡市ホームページ等により公表するものとする。
- 3 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。
- 4 募集期間中に複数の申請者による申請があった場合で、業務を実施するに当たり全ての申請者を指定する必要がない場合は、第1

項の規定にかかわらず、審査結果の上位の者から必要数を支援法人として指定することができる。

- 5 前項に規定する審査の方法については、前条第1項の募集の際に亀岡市ホームページ等により公表するものとする。
- 6 市長は、申請者を支援法人として指定したときは、空家等管理活用支援法人指定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、法第23条第2項の規定に基づき指定をした支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
 （指定期間の更新）

第4条 前条第1項の指定を受けた支援法人は、同条第2項による有効期間が満了する日の3月前までに、空家等管理活用支援法人指定期間更新申請書（別記第3号様式。以下「更新申請書」という。）を市長に提出することにより、支援法人の更新申請を行うことができる。ただし、市長が、支援業務の状況により更新の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の更新申請書には、第2条第4項に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による更新申請書の提出があった場合において、申請内容が前条第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該更新申請者の指定期間を更新するものとする。
- 4 前項の指定期間の更新は、既に受けている指定の有効期間が満了する日の翌日から起算して3年とする。
- 5 市長は、第3項の規定により指定期間を更新したときは、空家等管理活用支援法人指定期間更新通知書（別記第4号様式）により当該更新申請者に通知するものとする。
 （名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記第5号様式）により行うものとする。この場合において、市長は、同条第4項の規定に基づき当該届出に係る事項を公示しなければならない。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（別記第7号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講じるよう命ずることができる。

（指定の取消し）

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき又は不正な手段

により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（別記第8号様式）により当該支援法人に通知するとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定の取消しを行った年月日を公示するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第193号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料督促状第2期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第194号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和6年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度第3期	国民健康保険料	省略	省略

23	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
36	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
37	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
38	督促状	令和6年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和6年度 市民税・府民税・森林環境税
徴収方法変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法
第20条の2第3項の規定により、告示の日
から起算して7日を経過した時点で書類の送
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第196号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和6年度 市民税・府民税・森林環境税
税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法
第20条の2第3項の規定により、告示の日
から起算して7日を経過した時点で書類の送
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第197号

亀岡市準市道認定基準要綱及び亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市準市道認定基準要綱及び亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

（亀岡市準市道認定基準要綱の一部改正）
第1条 亀岡市準市道認定基準要綱（平成29年亀岡市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市街化調整区域内又は都市計画

区域外の地域における」を削る。

第3条第1項中「次に掲げる事項」を「新興団地における幹線道路であると市長が認めた道路とし、準市道を認定する対象は、1団地につき1路線」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

(亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市道路整備事業補助金交付要綱(昭和52年亀岡市告示第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「、市街化調整区域内又は都市計画区域外に所在し」を削る。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第198号

亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日総行政第29号総務大臣通知。以下

「総務省要綱」という。)に基づき、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して交付する亀岡市地域経済循環創造事業補助金(以下「補助金」という。)について、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、必要な事項を定めるものとする。(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 総務省要綱第8条の規定により、市長が地域経済循環創造事業交付金(以下「交付金」という。)の交付決定を受けたものであること。
- (2) 実施に当たり必要な1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画していること。
- (3) 第4条に定める補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、この要綱により補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が地域金融機関、日本政策金融公庫等から受ける融資額が、第5条に規定する補助金の額と同額以上であり、かつ、当該融資が無担保(補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者で、補助事業を実施する民間事業者等とする。

- (1) 市内に事業所を新たに設置しようとする者であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受け

ていないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条に定める暴力団及び暴力団員等並びに暴力団密接関係者を役員とする民間事業者等でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、総務省要綱第8条の規定により市長が交付金の交付決定を受けた日から第11条に規定する実績報告書を提出した日までに要した経費のうち、次の表に掲げるものとする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に要する経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに要する経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに要する経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に要する経費。ただし、補助事業者が直接行う調査研究に要する経費を除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から地域金融機関、日本政策金融公庫等の融資額及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円（融資額が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円）を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書

(2) 収支予算書の具体的な積算根拠が分かる資料

(3) 工程表その他の事業の完了までのスケジュールが分かる資料

(4) 市税に滞納がないことを証する書類

(5) 誓約書（別記第2号様式）

(6) ローカル10,000プロジェクト事業実施チェックリスト（別記第3号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との

合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否の判断を行い、亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書の場合において、補助金の交付を決定するときは、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定の際に減額することとし、その旨の条件を付すものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、第10条の規定により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、第10条の規定により市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(6) 市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、亀岡市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記第5号様式）を市長に提出すること。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知書を受け取った日から30日以内に、交付申請書の写しを添えて亀岡市地域経済循環創造事業補助金申請取下書（別記第6号様式）を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとする。

(変更等の申請)

第10条 補助事業者は、決定通知書を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、亀岡市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（別記第7号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 第6条第2項ただし書の場合において、消費税等仕入控除税額が明らかになったとき。
- (3) 資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業を実施する補助事業者の自由な創意により、より能率的に補助目的の達成に資するものと考えられる場合
 - イ 目的及び事業能率に直接関わりがない

事業計画の細部の変更である場合

(5) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(6) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、亀岡市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 取得財産等管理台帳

(4) 契約書・領収書（写し）

(5) 地域金融機関、日本政策金融公庫等からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し

(6) 事業の成果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(7) 第8条第5号に規定する帳簿の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、亀岡市地域経済循環創造事業補助金確定通知書

（別記第9号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないとしたときは、亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(交付の請求)

第13条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（別記第11号様式。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、概算払を必要とする理由を付して、交付請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者から補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金をその目的以外に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 第6条第2項ただし書の場合において補助金の交付の申請をした補助事業者は、第11条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第10条第1項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を亀岡市地域経済循環創造事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第12号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、既に補助事業者に補助金を交付している場合において、総務省要綱第15条又は第16条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の返還を命ぜられたときは、補助事業者に対し、亀岡市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（別記第13号様式）により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により、返還を命ずることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

4 補助事業者は、第2項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき（総務省要綱第16条第1項第4号の場合を除く。）は、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとし、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額

（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

5 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

6 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、亀岡市地域経済循環創造事業補助金加算金・延滞金免除申請書（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第15号様式）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（別記第16号様式）を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）第8条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。

3 補助事業者が、第1項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ亀岡市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（別記第17号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、返還命令書により、当該収入の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(収益納付等)

第18条 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、毎会計年度終了後の30日以内に、亀岡市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から

起算して5年間保存しなければならない。

3 市長は、総務省要綱第20条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対し、亀岡市地域経済循環創造事業補助金納付命令書（別記第19号様式）により交付した補助金の全部又は一部の納付を命ずるものとする。

4 前項の規定により、納付を命ずることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

5 第3項の規定により命じた納付の期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

6 補助事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関、日本政策金融公庫等の協力のもと、回答しなければならない。

(勧告・助言等)

第19条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があると認めるときは、補助事業を検査し、違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第199号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年10月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第3期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第200号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01342	東股6号線	亀岡市荒塚町2丁目30番14先	
		亀岡市荒塚町2丁目30番11先	
04111	長縄手3号線	亀岡市曾我部町寺長縄手22番10先	
		亀岡市曾我部町寺長縄手18番19先	

「揭示済」

亀岡市告示第201号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年10月18日から令和6年11月1日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01342	東 股 6 号 線	亀岡市荒塚町2丁目30番14先	58.00m	6.01m
		亀岡市荒塚町2丁目30番11先		12.00m
04111	長 縄 手 3 号 線	亀岡市曾我部町寺長縄手22番10先	145.88m	6.01m
		亀岡市曾我部町寺長縄手18番19先		6.29m

「揭示済」

亀岡市告示第202号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和6年10月18日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年10月18日から令和6年11月1日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01342	東 股 6 号 線	亀岡市荒塚町2丁目30番14先	58.00m	6.01m
		亀岡市荒塚町2丁目30番11先		12.00m
04111	長 縄 手 3 号 線	亀岡市曾我部町寺長縄手22番10先	145.88m	6.01m
		亀岡市曾我部町寺長縄手18番19先		6.29m

「揭示済」

亀岡市告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年亀岡市告示第65号）第4条の規定により告示する。

令和6年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称及び所在地
 特定非営利活動法人
 自宅生活応援団びかピカ
 理事長 朝戸 香織
 亀岡市曾我部町寺広畑29番地1
- 2 事業所の名称及び所在地
 計画相談支援事業所 あかり
 亀岡市曾我部町寺広畑29番地1
- 3 指定年月日
 令和6年11月1日
- 4 事業の種類
 指定特定相談支援・指定障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
 障害者・障害児
- 6 事業所番号
 2631600604
 (障害者指定特定相談支援事業)
 2671600233
 (障害児指定特定相談支援事業)

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町馬堀広道28の4、28の6、
 28の7、28の9、28の14、28の
 15、28の16の一部、28の19の一
 部、30、30乙、39の3、41から
 44まで
 (関連区域)
 亀岡市篠町馬堀広道23の4の一部、
 24の3、25の2、26の2、28の
 20、篠下北裏18の2、19の2、20
 の2、20の3、24の2、24の3、
 25の2、27の2、27の3、28の4
 の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市荒塚町1丁目1の3
 株式会社山和不動産

「揭示済」

亀岡市公告第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次

のとおり公告する。

令和6年10月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市河原林町河原尻東垣内42の1の
 一部
 (関連区域)
 亀岡市河原林町河原尻東垣内42の2の
 一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 亀岡市千代川町小川2丁目5の28
 アメニティパレス千代川301号
 鍋島 久典

「揭示済」

亀岡市公告第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町篠下西裏29の10の一部、
 38の一部
 (関連区域)
 亀岡市篠町篠下西裏29の2の一部、
 29の9、29の10の一部、野条井ホラ
 33の2の一部、33の3の一部、33の

- 4の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市荒塚町1丁目1の3
 株式会社山和不動産

「揭示済」

亀岡市公告第94号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年10月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第6号
- (2) 工事名 国道423号（法貴バイパス）防災・安全交付金工事に伴う配水管移設工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管移設工事 HPPE φ100 L=54.5m
- (6) 予定価格（税込） 2,431,000円
【入札書比較価格（税抜）2,210,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者等のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札

したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。）

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年10月9日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和6年10月9日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年10月16日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月17日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年10月18日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年10月15日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年10月18日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年10月21日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年10月23日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月24日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年10月25日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

 亀岡市公告第95号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------|-----------------------|-----------|---------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第8号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（篠町広田工区その1） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管布設 | HPPE φ100 | … L=62.7m |
| | 配水管布設 | HPPE φ75 | … L=86.7m |
| | 給水管布設 | HIVP φ13 | … 32戸 |
| | 仮設配管 | | … 1式 |
| | 水管橋布設替 | | … 1橋（L=10.3m） |

- 舗装本復旧工 … A=842m²
- (6) 工期 契約日の翌日から令和7年3月10日まで
- (7) 予定価格(税込) 33,517,000円
【入札書比較価格(税抜) 30,470,000円】
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事(A等級対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事

(A等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (7) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事(A等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(A等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

- (9) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円(建築一式は7,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年10月10日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年10月10日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年10月21日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月22日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年10月23日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年10月18日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年10月23日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年10月25日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年10月30日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月31日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月1日（金） 午前10時	入札情報公開システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次

のとおり公告する。

令和6年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市蕨田野町太田花ノ木1の1、3の1、101の1、101の2
(関連区域)
亀岡市蕨田野町太田花ノ木1の2の一部、22の2、藪ノ後18の2の一部、府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市大井町土田3丁目122
エスピータック株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第97号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年10月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 児童生徒用タブレット端末の購入について
- (2) 納品場所 仕様書別添「納入場所一覧」のとおり
- (3) 入札物品 児童生徒用タブレット端末
- (4) 履行期間 亀岡市議会の議決のあった翌日から令和7年3月31日まで
※令和6年12月議会上程予定
- (5) 納入期限 令和7年3月31日
- (6) 最低制限価格 不採用
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和6・7年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」の「1 事務用品・事務機器・スチール製品」又は「6 電気機器・通信機器」を第1又は第2希望に登録している者であること。
- (2) これまで京都府、大阪府、兵庫県下において、GIGAスクール構想に係る端末導入の実績がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的

- に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) GIGAスクール構想に係る端末導入の実績調書（様式2）
- (3) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式3）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年10月17日（木） 午後3時から 令和6年11月1日（金） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和6年10月17日（木）は午後3時から午後5時まで、令和6年10月18日（金）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和6年11月1日（金） 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

		<p>なお、郵送の場合は書留にて、令和6年11月1日（金）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和6年11月6日（水）までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 令和6年11月1日（金）午後5時まで 仕様書等に関する質問 令和6年11月11日（月）正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式4）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows 版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課</p>

		へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。
質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和6年11月14日（木） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
入札日時	令和6年11月18日（月） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式5）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の業務の合計金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の辞退
入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式6）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札
ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式7）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。
イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、

代理人の印を使用)。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 予定価格は公表しないものとする。
- (7) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (8) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 （電話番号 0771-25-5009）

（FAX 番号 0771-25-5157）

電子メールアドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第98号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第10号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その11）
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 33工区
配水管 D1GXφ150 L=234.4m
D1GXφ75 L=4.3m
- (6) 予定価格（税込） 19,261,000円
【入札書比較価格（税抜）17,510,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から90日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事

(B等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円(建築一式は7,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年10月18日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年10月18日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年10月28日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月29日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年10月30日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年10月25日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年10月30日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月1日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月6日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月7日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月8日（金） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第99号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 6土道改第8号
- (2) 工事名 水鳥の道駐車場整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市馬路町平野沢中池地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要

土工		1式
舗装工	駐車場内舗装 表層工 再生密粒度As t=5cm	A=2,447.7m ²
	進入路舗装 上層路盤 (RM-30) t=10cm	A=2,447.7m ²
	下層路盤 (RC-30) t=10cm	A=2,447.7m ²
	乗入部舗装 表層工 再生密粒度As t=5cm	A=38.3m ²
	基層工 再生粗粒度As t=5cm	A=38.3m ²
	路盤工 (RC-30) t=25cm	A=38.3m ²
緑石工	緑石工 歩車道境界ブロック (B種 切下げ、斜型)	L=8.6m
防護柵工	路側防護柵工 ガードレール (Gr-C-4E)	L=53.2m

防止柵工	転落防止柵	H=1100	縦格子	L=115.5m
車止めポスト工	車止めポスト	ピラー型	取外し式	H=850 φ114.3
				N=5.0本
区画線工	溶融式区画線	実線	白	W=15cm
		破線	白	W=15cm
				L=473.5m
				L=16.5m
附帯工	附帯工	防草シート	法面部	A=819.6㎡
		防草シート	平面部	A=96.2㎡
		階段工		N=1.0箇所
		移植工	高木移植	N=1.0本
道路照明工	道路照明工	道路照明	LED道路灯	H=10m
				N=2.0本

(6) 予定価格(税込) 29,929,900円

【入札書比較価格(税抜)27,209,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から令和7年3月14日まで

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年10月18日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年10月18日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年10月28日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月29日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年10月30日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年10月25日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年10月30日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年11月1日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年11月6日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年11月7日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年11月8日（金） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書に

より、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第100号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 「2025大阪・関西万博」児童生徒体験事業業務委託
- (2) 契 約 概 要 『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして、2025年に開催される『大阪・関西万博』は、多様な国の文化や価値観に触れ、国際理解を深

めるとともに、未来社会について考えられる貴重な機会である。この博覧会を校外学習の場とし、様々な取組を体験することは、探究学習にもつながるなど、教育的意義も高いことから、本市小・中・義務教育学校の小・義務教育学校1年生から中学3年生又は義務教育学校9年生までの児童生徒が万博で学び・気づきが得られる機会を創造する体験機会を提供する。

- (3) 業務場所 亀岡市教育委員会、市内各小・中・義務教育学校、2025大阪・関西万博会場 外
- (4) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和6・7年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録していること。
- (2) 2025年日本国際博覧会協会と入場チケットの販売事業者契約を締結している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後、2年間を経過しない者を含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）で

ないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式2）
- (3) 2025年日本国際博覧会協会と入場チケットの販売事業者契約を締結している者であることが確認できる書類

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年10月25日（金） 午後3時から 令和6年11月12日（火） 午後5時まで	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等必要書類は、亀岡市ホームページからダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上、配布期間内の受付時間中（令和6年10月25日（金）は午後3時から午後5時まで、令和6年10月28日（月）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に学校教育課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。</p>
確認申請書等の受付	令和6年11月12日（火） 午後5時まで	<p>入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年11月12日（火）午後5時までに学校教育課必着とし、郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他</p>

		<p>ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。</p> <p>ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加資格確認通知書の送付	令和6年11月14日（木）午後5時までに発送	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>確認申請書等に関する質問 随時</p> <p>仕様書等に関する質問 令和6年11月18日（月） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に学校教育課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式3）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を学校教育課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和6年11月20日（水） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までにFAX又はメールにて回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p>

		4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。
入札日時	令和6年11月22日（金） 午後2時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式4）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、別添入札条件の合計額（税抜）とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式5）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式6）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札
- エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある

<p>者の入札</p> <p>オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札</p> <p>カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札</p> <p>キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札</p> <p>ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者</p> <p>ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者</p> <p>コ その他入札条件に違反した者</p> <p>(10) 落札者の決定方法</p> <p>ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。</p>	<p>(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。</p> <p>6 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。</p> <p>(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。</p> <p>(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。</p> <p>(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。</p> <p>(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。</p> <p>(7) 予定価格は公表しないものとする。</p> <p>9 問い合わせ先 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市教育委員会 学校教育課 (電話番号 0771-25-6786) (FAX 番号 0771-23-3100) 電子メールアドレス： gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p>
---	--

亀岡市公告第101号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和6年11月27日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年11月28日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和6年12月13日までにこれを申し出ることができる。

令和6年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和6年10月28日

至 令和6年11月27日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第102号

亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合を設立しようとする者から、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項に規定する申請があったので同条第2項の規定により次のとおり公告し、縦覧する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、令和6年12月2日までに亀岡市長に対し、その借地権の目的とする宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和6年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 施行地区となるべき区域

亀岡市篠町篠牧田37-4、38-1、39、40、41、42、43、44、45-1、45-2、46、47-1、48-1、49-1、49-2、49-5、49-6の一部、49-7の一部、50-3、51-3

亀岡市篠町篠上長尾1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13、1-20、1-23、1-24の一部、1-26の一部、2-3、2-9、2-10、2-11、2-12、2-13、2-14、2-15、3-1、3-5、3-6、3-7、3-9、3-11、3-12、3-13、3-14、3-15、4-1、4-3、4-4、5-1、5-4の一部、5-5、6-1、6-6の一部、6-7の一部、7・8-2合併、8、8-1、9、10-1、10-2、10-7、12-1、13-1、14-1、16、17、17-1、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27-7、27-11、27-13、74、75、76、78、79、80

亀岡市篠町篠松ヶ池7-1、8-1、9-1、29-1、29-2、30、31-1、32

亀岡市篠町篠下長尾39-1、40-5、42、45-1、
 46-5、53、53-1、54-1、55、56、56-乙、57、
 58-1、58-2、58-3、58-4、58-5、58-6、58-7、
 58-8、58-9、58-10、58-11、58-12、58-13、
 59-1、59-2、59-3、60、61、69
 亀岡市篠町篠鍋倉1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、
 1-7、1-9、1-10、1-11、1-14、1-15、1-16、
 1-19、2-2、8、9-2、12-4の一部、12-8、13、
 13-4、13-5、14-5、14-6の一部、14-7の一部、
 14-10、14-11、14-12の一部、14-13の一部、
 15-1、15-6、15-7、15-8、15-9、16-3
 亀岡市篠町篠芦原1-2、1-12、2-1、2-3、3-1、
 3-5、7-4の一部、7-5、7-6、8-3、8-4、9-1、
 9-3、9-4、10-1、10-3、11、11-1、11-2、
 11-3、11-4、11-6、11-乙、12-1、12-3、13、
 14、15、16、17、18、19、20、21、21-1、22、
 22-1、23、24、24-1、25、26、27、27-1、28、
 29、30、31、32、32-1、33、34-1、34-2、
 34-3、35-1、35-2、36-1、38-2、39-2、40-1、
 40-2、41、42-2、43-1、43-2、44-1、44-2、
 45、46-1、46-2、47、48-1、48-2、49-1、
 49-2、50-1、50-2、50-3、51-1、51-2、52-1、
 52-2、53、54-1、54-2、55-1、55-2

2 縦覧期間

令和6年10月31日から

令和6年11月14日まで

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 田 井 浩 二
 木 村 好 孝

田 中 栄 来
 亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
 任期は令和8年9月30日までとします

内 藤 久 士
 亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

三 戸 尉 行
 亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
 任期は令和8年9月30日までとします

井 上 敬 章
 亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

藤 岡 美 紀 子
 亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
 任期は令和8年9月30日までとします

安 達 多 賀 子
 亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

越 智 通 有
 亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
 任期は令和8年9月30日までとします

井 上 陽 介
 亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

橋 本 皓 平
 (各 通) 木 田 達 也

大 濱 幸 裕
 亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
 任期は令和8年9月30日までとします

尾 崎 悠 太
 井 上 裕 崇

普 光 江 邦
 (各 通) 福 原 敏 幸

時 田 和 彦
 森 田 龍 矢

松 本 博 多
 沢 田 進

(各 通)

神 長 龍 太
奥 田 泰 弘
阪 本 和 宏
大 谷 一
上 田 政 行

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和8年9月30日までとします

(各 通)

藤 田 悟
多 田 幸 弘
吉 井 史 郎
江 見 政 幸
井 口 秀 樹
六 島 明 伸
原 田 正 己
上 島 伸 二
齋 藤 直 樹

曾我部山林管理委員会委員に任命します
令和6年10月1日

教育委員会欄

任免及び辞令

(各 通)

茨 木 勝 治
明 田 晋 治
内 藤 千 明
鷺 見 智 史
村 田 里 美
柴 田 千 恵 子
小 瀬 ひ ろ み

亀岡中学校 学校運営協議会委員に委嘱します
任期は令和8年3月31日までとします

令和6年10月8日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和6年10月10日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

【省略】

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1,451人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

24,181人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

12,091人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	渡邊博司	省略	山城一毅	省略
	2	武内政一	省略	酒井敬仁	省略
東別院	3	藤原清次	省略	乾彰展	省略
西別院	5	齊藤浩久	省略	西村重喜	省略
	6	松田直樹	省略	川勝洋太	省略
曾我部	7	木内昭博	省略	齋藤綾	省略
	8	多田幸弘	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	白崎徹也	省略
蕨田野	10	池尻愛	省略	成田一真	省略
本梅	12	西村誠	省略	中川正大	省略
	13	上原嘉文	省略	谷健太	省略
畑野	14	石野一哉	省略	大原裕司	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	森浩	省略	工藤彰	省略
	17	人見修好	省略	山末達也	省略
大井	18	中村克彦	省略	橋本広明	省略
	19	大地正志	省略	中川眺	省略
千代川	20	藤原正人	省略	森田幸治	省略
	21	安富寛明	省略	力身宗	省略
馬路	22	山内政道	省略	倉橋浩史	省略
	23	人見徹	省略	中川智嗣	省略
旭	24	中川陽夫	省略	佐藤知草	省略
	25	堤紀博	省略	足立慎吾	省略
千歳	26	平井正	省略	平井透	省略
	27	人見高志	省略	田村知弘	省略
河原林	28	小池順之	省略	廣瀬直人	省略
	29	野々村淳美	省略	廣瀬敬太	省略
保津	30	今西正夫	省略	今西洋希	省略
	31	澤山剛	省略	森英美	省略
東本梅	32	桂眞一	省略	林田和也	省略
	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
篠	35	堀宏恵	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	日下部安彦	省略
篠・東つじ	37	尾松佳栄子	省略	橋本大佑	省略
西つじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
亀岡	39	野中康朗	省略	串崎眞	省略
篠	40	岡本保文	省略	太田健一郎	省略
南つじ	41	山口勝巳	省略	谷智行	省略
東別院	42	尾崎光邦	省略	中西孝臣	省略
篠	43	山本桂子	省略	曾我部育	省略
千代川	44	渡邊和親	省略	泊武宏	省略
	45	中村友紀	省略	入江幸	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

投票区名	投票所の施設名	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	西別院老人センター	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蕨田野生涯学習センター	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稻荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田120番地1

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙の投票記載場所における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 令和6年10月15日 午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施 設 名	所 在 地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和6年10月16日	小島香代子	省略	河原林茂美	省略
令和6年10月17日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和6年10月18日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和6年10月19日	河原林茂美	省略	美馬義晴	省略
令和6年10月20日	小島香代子	省略	河原林茂美	省略
令和6年10月21日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和6年10月22日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和6年10月23日	河原林茂美	省略	美馬義晴	省略
令和6年10月24日	小島香代子	省略	河原林茂美	省略
令和6年10月25日	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和6年10月26日	美馬義晴	省略	中井康雄	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

開票管理者	省略	美馬 義晴
同職務代理者	省略	中井 康雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

- 1 開票場所 ガレリアかめおか
 亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 開票日時 令和6年10月27日
 午後9時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所
- 2 日 時 令和6年10月24日
 午後5時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和6年10月21日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第16投票区	省略	榎本祐輔	省略	工藤彰

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

令和6年10月24日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のとおり変更した。

令和6年10月26日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第19投票区	省略	森川和夫	省略	大地正志

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時を次のように変更する。

令和6年10月27日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

開票日時 令和6年10月27日 午後9時05分

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和6年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年10月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年10月7日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
 - ・報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について

- ・報告第4号 令和7年度亀岡市農業等施策及び予算に関する要望書について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第12号

令和6年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年10月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年11月5日（火）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 令和6年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・第5号議案 令和6年12月都市農地貸借事業計画（都市農地貸借法）
 - ・報告第1号 農地の形状変更の届出について

- ・報告第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について
- ・報告第3号 荒廃農地に係る非農地判断について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年10月1日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
340	株式会社国昇	代表取締役 国本 憲治	大阪府枚方市東香里新町2-8

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定満了の告示

令和6年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者に係る指定の期間が経過した際に、その更新をしなかったため、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第5号の規定により告示する。

記

- 1 指定有効期間満了日
令和6年9月30日
- 2 指定満了事業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
269	松本工業 有限会社	代表取締役 松本 和彦	相楽郡精華町桜が 丘四丁目10番地6
275	株式会社 エーライフ	代表取締役 鈴木 一法	大阪府摂津市鳥飼 八防2-11-7
283	株式会社 アクアライン	代表取締役 大垣内 剛	広島県広島市中区 上八町堀8番8号 第1ウエノヤビル 6F
288	有限会社 広宣工業	代表取締役 古川 智之	滋賀県大津市蓮池 町5番21号
293	株式会社 交 換できるくん	代表取締役 栗原 将	東京都渋谷区東1- 26-20 東京建物東渋谷ビ ル7F
297	株式会社 季幸建設	代表取締役 西野 武刀	大阪府大阪市東淀 川区豊里5-3-4-B

「揭示済」

市立病院欄

告 示

亀岡市立病院告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名称 株式会社ソラスト 医療事業本部
所在地 東京都港区港南2-15-3
品川インターシティC棟 12F
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
亀岡市立病院の使用料及び手数料の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者に指定をした日
令和6年10月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年10月1日
- 5 委託期間
令和6年10月1日から
令和8年9月30日まで

「揭示済」

公 告

亀岡市立病院公告第4号

令和6年10月11日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和7年7月31日までとする。

令和6年10月29日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

1 2

「揭示済」